

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人モアーマインド（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（3）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等をいう。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員に対してその職務執行の対価として報酬等を支給することができる。但し、賞与及び退職手当は支給しない。

2 監事については、無報酬とする。

3 評議員については、無報酬とする。

4 理事については、法人の業務を行う理事に対して支給するものとし、法人の業務を行わない理事に対しては、無報酬とする。

5 法人の業務を行う理事に支給する報酬総額は、年間600万円を上限とし、報酬額は、別表にしたがって評議員会において決定する。

（費用）

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求後遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

（支給日）

第5条 報酬等の支給は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、翌営業日。但し、支給日が土曜日の場合は、前営業日。）に支払う。

（公表）

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年11月24日から施行する。

別表 【役員及び評議員の報酬額】

役職名	報酬等月額
理事	50万円以内
監事	無報酬
評議員	無報酬